

全農薬通報

No.273

平成23年6月20日

***** も く じ *****

△ ◎組合からのお知らせ

- ・ 行事報告
- ・ 組合員の異動等
- ・ お知らせ（訃報）

◎主な行事予定

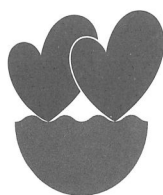
- ・ 全国農薬協同組合
- ・ 全国農薬業厚生年金基金

◎農林水産省等行政からのお知らせ

- ・ 「平成23年産うんしゅうみかん及びりんごの適正生産出荷見通し」について
- ・ 平成23年度農薬危害防止運動の実施について（通知）
- ・ 夏期の電力需給対策について
- ・ 遺伝子組み換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第10条第1項の必要な措置を執るために農薬を使用する場合の取り扱いについて
- ・ 農薬使用に伴う事故及び被害の発生状況について（平成21年度）

◎全農薬ひろば

- ・ シャクヤク（芍薬）



全国農薬協同組合

〒101-0047 東京都千代田区内神田3-3-4 全農薬ビル
電話 03-3254-4171 Fax.03-3256-0980
<http://www.znouyaku.or.jp> E-mail:info@znouyaku.or.jp

組合からのお知らせ

1. 東京電力福島原子力発電所事故に係る連絡会議（第2回）

- ・日時：5月2日(月) 13：30～
- ・場所：農林水産省 7 階講堂
- ・議案
 - ・東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針について
 - ・東京電力(株)に対する損害賠償請求に関する茨城県及び栃木県の取組について
 - ・被害者救済に向けての東京電力(株)の現状及び今後の取組日程等について
 - ・その他

配布資料は以下のアドレスから入手できます。

<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/kaigi/02/index.html>

- ・出席者：宮坂技術顧問

2. 東京電力福島原子力発電所事故に係る連絡会議（第3回）

- ・日時：5月18日(水) 13：30～
- ・場所：農林水産省 7 階講堂
- ・議案
 - ・原子力災害被害者に対する緊急支援措置について
 - ・被害者救済に向けての東京電力(株)の現状及び今後の取組日程等について
 - ・その他

配布資料は以下のアドレスから入手できます。

<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/kaigi/03/index.html>

- ・出席者：宮坂技術顧問

3. (社) 緑の安全推進協会 平成23年度第1回理事会及び第20回通常総会

- ・日時：平成23年5月24日(火) 14：00～
- ・場所：南青山会館 本館2階(3・4号会議室)
- ・議案：
 - 第1号議案 平成22年度事業の経過及び収支報告の件
 - 第2号議案 会員の入会及び退会の件
 - 第3号議案 役員の改選について
 - ＊青木理事長が新理事に就任されました。
 - その他 新制度対応検討委員会について
- ・出席者：青木理事長、事務局(堀江専務理事)

4. (社) 日本植物防疫協会 第88回理事会、第69回通常総会

- ・日時：平成23年5月25日(水) 13：30～

・場所：ホテル ラングウッド 理事会「彩林」 通常総会「鳳凰」

・議事：

第1号議案 平成22年度事業報告及び収支決算報告に関する件

第2号議案 平成23年度事業計画及び収支予算案に関する件

第3号議案 新法人への移行に関する件

第4号議案 平成23年度借入金の借入最高限度額に関する件

第5号議案 会費及び会費徴収方法に関する件

第6号議案 役員人事に関する件

＊青木理事長が新理事に就任されました。

第7号議案 役員報酬に関する件

第8号議案 その他

日本植物防疫協会新役員

○ 理事長 山口 勇（常務理事を兼務）

○ 3名の業務執行理事

・近藤俊夫（支援事業部長・資料館担当）・藤田俊一（調査企画部長）・内久根毅（総務部長・不動産部長）

○ 資料館館長（4階）森田健二 ※敬称略



○総会で退任の挨拶をする（前）岩本理事長○来賓挨拶をする福盛田植物防疫課長

・出席者：青木理事長、事務局（堀江専務理事、宮坂技術顧問）

5.（社）農林水産航空協会 第147回理事会、第107回総会

・日時：平成23年5月26日（木）14：00～

・場所：都道府県会館 408号会議室

・議案：

第1号議案 平成22年度事業報告承認に関する件

第2号議案 平成22年度収支予算報告承認に関する件

第3号議案 平成23年度事業計画決定に関する件

第4号議案 平成23年度収支予算決定に関する件

第5号議案 平成23年度会費の分担及び徴収方法決定に関する件

第6号議案 平成23年度借入金の借入最高限度額決定に関する件

第7号議案 平成23年度役員報酬の総額決定に関する件

第8号議案 役員の改選に関する件

＊青木理事長が新理事、堀江専務理事が新監事に就任されました。

第9号議案 一般社団法人への移行に係る定款の変更に関する件（報告事項）

・出席者：事務局（堀江専務理事）

6.（財）残留農薬研究所 第90回理事会、第49回評議員会

・日時：平成23年5月31日（火）

（1）第90回理事会 15：00～16：00

（2）第49回評議員会 16：00～

・場所：法曹会館 理事会「高砂の間」 評議員会「富士の間」

・議事：

「理事会」

（1）平成22年度事業報告及び収支決算に関する件

（2）その他

「評議員会」

（1）平成22年度事業報告及び収支決算に関する件「

（2）最初の評議員候補者の推薦に関する件

＊青木理事長が最初の評議員候補者に推薦されました。

（3）その他

・出席者：青木理事長、羽隅監事、事務局（堀江専務理事）

7.東京電力福島原子力発電所事故に係る連絡会議（第4回）

・日時：6月1日(水) 13：30～

・場所：農林水産省 7 階講堂

・議案

・東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針について

・被害者救済についての東京電力(株)の現状及び今後の取組等について

・その他

・出席者 宮坂技術顧問

◎配布資料は以下のアドレスから入手できます

<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/kaigi/04/index.html>



○挨拶する筒井農林水産副大臣

○質問に答える東京電力広瀬常務

(参考)

東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針（平成 23 年 4 月 28 日原子力損害賠償紛争審査

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2011/04/28/1305640_1.pdf

東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針（平成 23 年 5 月 31 日原子力損害賠償紛争審査会）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2011/05/31/1306698_1_1.pdf

原子力損害賠償紛争審査会（第 8 回） 配付資料

日時：平成 23 年 6 月 20 日（月曜日）15 時 00 分～17 時 00 分

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/shiryo/1307473.htm

◎東京電力福島原子力発電所事故に係る連絡会議構成員との連絡チームの設置について

平成 23 年 6 月 2 日

1 趣旨

5 月 31 日の原子力損害賠償紛争審査会において第二次指針が提示され、風評被害等に伴う損害についても損害賠償の範囲の判定の指針が明らかとなったことから、農林水産省として連絡会議構成員からの問い合わせ等に適切に対応し、連絡会議構成員の負担を軽減するとともに、迅速な賠償を実現していく必要がある。

また、農地土壌の除染、家畜の移動・処分、出荷制限・作付制限、放射性物質調査等の様々な課題についての連絡会議構成員からの問い合わせ等にも的確に答える必要がある。

このため、農林水産省内に「東京電力福島原子力発電所事故に係る連絡会議構成員との連絡チーム」を設置し、連絡会議構成員からの問い合わせ等に適切に対応できる体制を整備する。

2 連絡チームのメンバー

平成23年6月2日現在

東京電力福島原子力発電所事故に係る連絡会議構成員との連絡チーム

分野		担当課室等	担当者	直通電話番号
問合せ一般(問い合わせ先が分からない場合等)		大臣官房食料安全保障課	秋山 憲孝 伴 尚志	03-6744-2368
原子力損害賠償一般		原子力損害賠償対策チーム	内田 幸雄	03-6744-1856
農地 土壌	福島県における土壌調査、除染等	技術会議事務局 研究開発官(食料戦略)室	後藤 明俊 小林 良次	03-3502-2549
	福島県以外についての土壌調査	消費・安全局農産安全管理課	古畑 徹 山口 洵	03-3592-0306
畜産	家畜	生産局畜産企画課	川原 祐三 谷川 倫世	03-3501-1083
	牧草等	生産局畜産振興課	小宮 英稔 丸井 康順	03-6744-2399
米(稲の作付制限)		生産局農業生産支援課	内田 博文 安岡 澄人	03-6744-7135
野菜		生産局生産流通振興課	阿倍 尚人 土佐 竜一	03-6744-2113
果樹		生産局生産流通振興課	松本 賢英 大森 健司	03-3502-5957
お茶		生産局生産流通振興課	足立 整 大迫 公博	03-6774-2117
花き		生産局生産流通振興課	堀川 昌昭 粥川 隆之	03-3593-6496
木材		林野庁木材産業課	青井 秀樹 木下 仁	03-6744-2290 03-6744-2294
特用林産物(きのこ等)		林野庁経営課	板垣 靖 大山 昇二	03-6744-2289
森林		林野庁研究・保全課	山口 孝 小島 健太郎	03-3501-3845
水産物	放射性物質調査関係(出荷制限等を含む)	水産庁漁場資源課生態系保全室	遠藤 久章 高山 一	03-3502-8487
	原子力損害賠償関係	水産庁原発関係漁業賠償チーム	杉田 敬一 石橋 茂人 相馬 哲	03-3591-5612 03-6744-2377 03-6744-2343
食品産業		総合食料局食品産業企画課	萩原 秀彦 藤本 誠 岸本 博稔	03-6744-2061
(卸売市場関係)		総合食料局流通課卸売市場室	高崎 政則 浅浦 真二	03-3502-5729
輸出関係		大臣官房国際部輸出促進室	長野 誠司 平 恭輔 成田 春美	03-3502-3408
放射性物質検査機器		消費・安全局総務課	玉置 賢 松永 知美	03-6744-2136

8.農薬シンポジウム「サイエンスカフェ in よなご」

- ・日時：6月18日(土)14:00～
- ・場所：米子食品会館みなとプラザ
- ・出席者：田中安全協会長 宮坂技術顧問

◎概要

全国農薬協同組合の下部組織である全国農薬安全指導者協議会（安全協）では、6月18日（土）「サイエンスカフェ in よなご、農薬は本当に必要？安全なの？」をテーマに米子市旗ヶ崎の「米子食品会館みなとプラザ」で午後2時から開催しました。

話題提供者(サイエンスカフェでは講師をこう呼ぶ)は、東京農業大学客員教授の本山直樹さん（サイエンスカフェでは先生と呼ばない）、参加者は農業生産者や一般消費者、流通業者等45名。そのうち半数近くを女性が占めました。

「サイエンスカフェ（農薬）」とは、農薬について科学的に一般の方々と専門家が喫茶店でコーヒーを飲みながら気楽にお話をするような雰囲気の中で農薬について皆で考えながら理解を深めて行こうというものです。

今回は、東京農業大学の本山直樹客員教授が話題提供者となって、農薬に対する社会的な警戒感の背景として、かつて使用されたDDT、パラチオン、PCPなどの印象などをあげ、農薬の進歩により人に対する毒性が小さくなったこと、現在の登録農薬との違いを説明した。特に現在の登録農薬は毒性や次世代への影響などに関する試験で国の基準をすべてクリアしていることや、病害虫から農作物を守ることで消費者に安全で安価なものが流通できていることを説明。農薬をよく理解し、デメリットを減らし、メリットがあるように使うことが大切だと述べた。また、最近では有機栽培や無農薬栽培が食の安全として宣伝されているが、本当に安全なのかとして疑問を提起した。

また、●無農薬だから安心 ●無農薬だからおいしい ●農薬が少ないから健康にも良い ●農薬が少ないと土にも良い。こういう言い方は誤解を招くから止めよう！との提案もなされた。

休憩時間に会場から予め配布しておいた「コミュニケーションカード（質問用紙）」を回収。質問を分類したのち、意見交換に入り、話題提供者から質問者に懇切な回答がなされた。参加者は話題提供者と喫茶店で友達同士で世間話をするような気楽な感覚で説明を受けられ大変分かり易かったとか、「目にウロコ」だとか、農薬に対する考え方が180度変わった、と話していた。ただ、50代の生産者の女性からは、農薬のラベルの文字が小さすぎ読み取ることが困難で誤使用の原因となるので何とかしてほしいとか、農業者は高齢者が多い中、農薬名には外来語やカタカナ名が多く分かりにくいので何とか改善してほしいとの要望があった。



○全農薬鳥取県支部を代表し開会の挨拶する(株)ランドサイエンスの宮本支部長。



○ 話題提供者による「農薬は本当に必要なの？」
「安全なの？」の問いかけに熱心に耳を傾ける参加者の皆さん。



○会場からたくさんの質問が出されたが、時間の関係上すべてに回答することは出来なかった。今後の課題として残った。

1. 組合員代表者変更について

鳥取県

丸石産業株式会社

・代表取締役社長：(旧)石破達巳 → (新)安木恭次

高知県

入交アグリーン株式会社

・代表取締役社長：(旧)植村博史 → (新)藤岡靖明 (〇)

2. 支部長交替について

石川県

支部長：(旧)安井信夫 → (新)本多功和（東海物産株式会社北陸支店支店長代理）

交替日時：5月27日（金）



日本一の日本庭園（安達美術館庭園）(M)

お悔やみ

新潟県

北越農事株式会社：取締役会長 坂田毅さんにおかれましては6月1日82歳にて永眠されました。謹んでお悔やみ申し上げます。(坂田家葬儀は6月4日に済ませております)



○ 社葬のお知らせ

日時：平成23年7月12日（火）、午前10時30分～午前11時30分

場所：VIPシティホール県央（新潟県三条市旭町2-7-7）

電話：0256（35）4999

葬儀委員長： 鈴木 春次 （北越農事(株)代表取締役社長）

喪主：坂田 典子(妻) ※敬称は略させていただきました。

主 な 行 事 予 定

[全国農業協同組合]

平成23年

- 6月22日(水) 農薬シンポジウム(北海道札幌市「札幌コンベンションセンター」)
- 7月 2日(土) 農薬シンポジウム(鳥取県鳥取市「JA 鳥取いなば会議室」)
- 7月14日(木) 農薬シンポジウム(鹿児島県鹿児島市「県民交流センター」)
- 7月21日(木) 第37回安全協常任幹事会(東京ガーデンパレス)
- 9月15日(木) 第254回理事会
- 10月25日(火) 監査会
- 11月15日(火) 第255回理事会
- 11月16日(水) 第46回総会・第34回全国集会・情報交換会(平河町海運クラブ)
- 12月 8日(木) 第256回理事会

[全国農業厚生年金基金]

平成23年

- 8月 2日(火) 理事会
- 8月24日(水) 資産運用委員会
- 9月16日(金) 代議員会

[その他植防団体総会等]

平成23年

- 9月8日(木) 13:00~17:00
(社)日本植物防疫協会シンポジウム
「植物検疫と残留農薬規制をめぐる内外の情勢」
「日本教育会館一ツ橋ホール」(千代田区一ツ橋2-6-2)
- 9月28日(水) 第26回報農会シンポジウム(創立50周年記念パーティ)
「北とぴあ」つつじホール(北区王子1-11-1)



パリのカフェ「フーケ」風月堂の名前の由来とも言われている。

○「平成 23 年産うんしゅうみかん及びりんごの適正生産出荷見通し」について

平成 23 年 6 月 2 日

農林水産省

農林水産省は、我が国の主要な果樹であるうんしゅうみかん及びりんごについて需要に即した生産と計画的な出荷を図るため、適正生産出荷見通しを以下のとおり策定しました。

1. うんしゅうみかん適正生産出荷見通し

1.平成 23 年産うんしゅうみかんの適正生産出荷見通し

(1) 予想生産量	99	万トン
(2) 適正生産量	98	万トン
(3) 適正出荷量	87.5	万トン
ア 生食用	76.5	万トン
イ 加工原料用	11	万トン
うち果汁用	8	万トン
うち缶詰用	3	万トン

注：適正生産量と適正出荷量の差は、出荷までの減耗分と農家自家消費分です。

2.生産出荷量が適正生産量及び適正出荷量となるように調整するために必要な措置

(1) 生産又は出荷を行う者及びこれらの者の組織する団体の措置

平成 23 年産うんしゅうみかんの需要量は、過去のすう勢からみると 98 万トン程度と予想される一方、生産面ではおもて年に当たり、予想生産量は 99 万トン程度と見込まれ、当該需要量を若干上回ることが予想されます。

また、昨年はうら年であったことに加え、果実肥大期の高温・干ばつで果実が小玉傾向になったこと等により極端に生産量が減少しており、23 年産生産量は昨年産に比べて 20 万トン程度の増加が見込まれ、隔年結果が拡大傾向にあります。

このため、本見通しに基づき、全国段階、府県段階及び産地段階で生産出荷目標を策定し、以下により計画的な生産出荷に取り組み、消費者が求める品質の果実を安定的に需要にに応じて供給することが重要です。

なお、今後の天候の推移等により、うんしゅうみかんの品質の低下等があり需要の減少や価格の低下等が見込まれる場合には、生食用出荷量の削減及び加工原料用出荷量の増加をはじめとして前述の各段階の目標の適時適切な見直しを行います。

ア 計画的な生産

(ア) 隔年結果の是正に向け、薬剤摘果による早期摘果を推進し、適正着果量を踏まえた摘果及び整枝せん定等の取組を進めることとします。

(イ) 仕上げ摘果、樹上選果等の作業を推進しつつ、果実の品質確保に努めることとしま

す。

(ウ) 極早生品種について、需要に見合った生産を推進することとします。

イ 計画的な出荷

(ア) 出荷計画の策定にあたっては、極早生品種から早生品種への切替え、早生品種の一日当たり出荷量の平準化に留意することとします。

(イ) 出荷計画のずれ込みにより急激に在庫量が増加することを防ぐため、出荷計画については、果実の成熟状況等に応じて適切に見直すとともに、関係者へ情報開示することにより、需要と供給のマッチングを図ることとします。

(ウ) 出荷品質基準の徹底により、消費者の嗜好にあった品質の果実の出荷に努めることとします。

(エ) 加工原料用果実について、長期取引契約による安定取引に努めるとともに、集荷体制を整備し出荷量の確保を図ることとします。

(2) 計画的な生産出荷の実施に資するため、所要の事業を行います。

2.りんご適正生産出荷見通し

1.平成 23 年産りんごの適正生産出荷見通し

(1) 予想生産量	84 万トン
(2) 適正生産量	84 万トン
(3) 適正出荷量	75 万トン
ア 生食用	64 万トン
イ 加工原料用	11 万トン
うち果汁用	9 万トン

注：適正生産量と適正出荷量の差は、出荷までの減耗分と農家自家消費分です。

2.生産出荷量が適正生産量及び適正出荷量となるように調整するために必要な措置

(1) 生産又は出荷を行う者及びこれらの者の組織する団体の措置

平成 23 年産りんごの需要量は、過去のすう勢からみると 86 万トン程度と予想される一方、予想生産量は 84 万トン程度と見込まれます。

近年の消費者の嗜好を踏まえれば、生産量と需要量が均衡していても、低品位果実では安定した価格は望めないことから、高品質果実の生産に力を注ぐことが重要です。

このため、本見通しに基づき、全国段階、道県段階及び産地段階で生産出荷目標を策定し、以下により計画的な生産出荷に取り組むことが重要です。

ア 計画的な生産

(ア) 適正な着果量を確保するため、摘果等の作業を推進することとします。昨年夏季の花芽形成期における天候の影響等により着花数の減少がみられる場合や、冬季雪害があった場合においては、結実確保を図りつつ、適正着果量の確保に努めることとします。

(イ) 高品質果実の生産に努めることとします。

イ 計画的な出荷

- (ア) 出荷品質基準の徹底により、高品質果実の出荷に努めることとします。
- (イ) 出荷計画については、果実の成熟状況等に応じて適切に見直すとともに、関係者へ情報開示することにより、需要と供給のマッチングを図ることとします。
- (ウ) 加工原料用果実について、長期取引契約による安定的な取引に努めることとします。
- (2) 計画的な生産出荷の実施に資するため、所要の事業を行います。

— お問い合わせ先 —

生産局生産流通振興課

担当者：需給調整第2班 松本、中村

代表：03-3502-8111（内線4793）

ダイヤルイン：03-3502-5957

FAX：03-3502-0889

○平成23年度農薬危害防止運動の実施について



23消安第1269号

平成23年5月27日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



平成23年度農薬危害防止運動の実施について

このことについて、別紙のとおり農薬危害防止運動実施要綱を策定し、別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、本運動の趣旨を十分御理解の上、本運動の推進に特段の御協力をお願いします。

平成23年度農薬危害防止運動実施要領は以下のアドレスから入手できます。

http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/pdf/h23_yoko.pdf

○「平成 23 年度農薬危害防止運動」前年との改善点

平成 23 年 5 月

平成 23 年度農薬危害防止運動について

農薬対策室農薬指導班

農薬危害防止運動は、病虫害などの発生が増加し、農薬を使う機会が多い時期を中心に、全国的に実施しており、農薬取締法、毒物及び劇物取締法等の関係法令、農薬の性質及び作用、安全かつ適正な使用方法及び保管管理並びに使用現場における周辺への配慮等について周知徹底を図ることにより、農薬の散布中における事故防止や農作物の安全確保、生活環境の保全を図るため、昭和 28 年から、農林水産省、厚生労働省及び都道府県の共催により毎年実施している。

なお、本運動の実施事項は、農薬をとりまく状況の変化を踏まえ、毎年、追加・変更を行っている。

○前年からの改善点

- 1 住宅地等における農薬使用の一層の適正化を図るため、環境省を新たに共催に加えた。
- 2 通知文に例示する農薬の不適正使用事例に、昨年明らかとなった販売禁止農薬を誤って使用した事例を追加した。
- 3 現地混用に関して、農薬使用者及び指導者が注意すべき事項の記載をわかりやすくなるよう整理した。
- 4 住宅地等における農薬使用の適正化を推進するため、環境省が昨年度作成した「公園・街路樹等病虫害マニュアル」を参照として追加した。
- 5 近年利用が増加している無人ヘリコプターによる農薬散布について、農薬の安全使用だけでなく、安全対策を強化・徹底し、事故防止を図っているところである。これを踏まえ、無人及び有人ヘリコプターについての記載を整理し、無人ヘリコプターの安全対策について、昨年度発出した通知の内容を追記した。
- 6 新たに D-D が劇物に指定されたことに伴い、農薬使用者及び販売者に対

し、周知・指導を徹底するよう記載を追加した。

7 農薬による危害や悪用を防止するため、農薬の保管管理及び適正処理に関する記載を整理すると共に、本年5月16日付けで発出した通知の内容を追記した。

8 別記1「農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項」、別記2「農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策」について、原因と防止策を対応づけて理解しやすいように構成を整理した。

農薬は正しく使用



使って良い作物は？
使用時期は？
希釈は正確に！
使うときの注意事項は？

ラベルで確認



他の容器に移しかえない



**土壌くん蒸後は
しっかり被覆**



農薬散布のお知らせ
○日時
○農薬名
○目的
○お願い

**近所の方に事前に
使用をお知らせ**

平成23年度農薬危害防止運動
農林水産省・厚生労働省・環境省・都道府県共催

○ 平成23年度農薬危害防止運動ポスター
新たに環境省が加わりました。

○夏期の電力需給対策について

23生産第1127号
平成23年5月13日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省生産局長

夏期の電力需給対策について

日頃より、農林水産行政につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、東日本大震災後の電力の供給力不足に伴う節電の取組に御理解と御協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

さて、夏期の電力需給対策につきましては、これまで説明会や通知（平成23年4月8日付け23生産第283号農林水産省生産局長通知）にて、各業界・企業における節電に向けた取組内容の検討をお願いしてきたところですが、本日開催された「電力需給緊急対策本部」（本部長：枝野官房長官）において、別添の「夏期の電力需給対策について」が決定されました。

今夏の供給力については、火力発電所の復旧・立上げ、緊急設置電源の導入、揚水発電の活用等による積み増しと東京電力から東北電力への融通により、東京電力管内で5,380万kW、東北電力管内で1,370万kWが確保される見通しとなりました。これを踏まえ、今夏の需要抑制目標を、一定の余裕を持って、大口需要家（契約電力500kW以上）・小口需要家（契約電力500kW未満）・家庭ともに均一の15%削減とし、国民・産業界が一丸となって乗り切るとの考え方のもと、操業・営業時間の調整・シフト、休業日・夏期休業の分散化、照明・空調等の節電等の具体的な計画を策定・実施することとしています。具体的には、本年7～9月の平日の9時から20時までの使用最大電力（瞬間の電力であって電力使用量の総計ではありません。）を昨年同期・時間帯の使用最大電力に対し15%削減することとしています。特に、大口需要家については、電気事業法（昭和39年法律第170号）第27条による電力使用制限を活用することとし、その際、同業・異業の複数事業者が共同して需要抑制に取り組む仕組みを導入することとしています。また、政府は「政府の節電実行基本方針」に基づき、府省毎に節電実行計画を策定し、従来にも増して一層の節電を実施することとしており、独立行政法人及び公益法人に対しても、本基本方針及び各府省の節電実行計画を参考にしつつ節電計画を策定するよう要請することとしています。

なお、本日の対策本部において、浜岡原子力発電所の運転停止に関し、中部電力管内においても、経済活動に影響を与えない範囲で一般的な節電を呼びかけることとされたところであります。

貴団体におかれては、貴団体会員企業に対し、上記の内容を周知いただくとともに、各業界・企業において、具体的な需要抑制に向けた計画を策定・実施いただきますようお願い申し上げます。

○夏期の電力対策の詳細については以下のアドレスから入手できます。

<http://www.meti.go.jp/setsuden/20110513taisaku/01.pdf>

皆さん今夏は節電に努めましょう

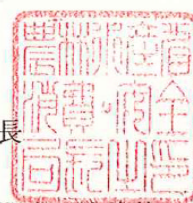
○遺伝子組み替え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第10条第1項の必要な措置を執るために農薬を使用する場合の取り扱いについて

23 消安第 835 号

平成 23 年 5 月 2 日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第
10条第1項の必要な措置を執るために農薬を使用する場合の取扱いについて

日頃より農薬行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

このことについては、平成23年4月26日付け 23 消安第710号において別途通知する旨周知したところですが、別添のとおり関係者宛てに通知しているので御了知願います。

なお、今後、他の遺伝子組換え生物等においてカルタヘナ法第10条第1項の必要な措置を執る必要が生じた場合、その都度、農薬の取扱いについて通知することとするので、併せて御了知願います。

つきましては、貴会会員及び関係者に対して周知いただきますようお願いいたします。

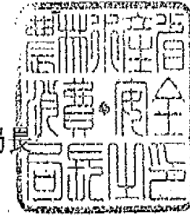


23 消安第 835 号

平成 23 年 5 月 2 日

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局長



遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第
10 条第 1 項の必要な措置を執るために農薬を使用する場合の取扱いについて

農薬取締法に基づく農薬の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令（平成 15 年農林水産省令・環境省令第 1 号）が平成 23 年 4 月 26 日付けで施行され、カルタヘナ法第 10 条第 1 項の必要な措置を執る必要がある場合については、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 11 条本文の適用を除外し、農薬を使用することが可能となったところである。

一方で、今般、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号。以下「カルタヘナ法」という。）第 4 条第 1 項の承認を受けていない遺伝子組換えパパイヤ（以下「未承認パパイヤ」という。）の種子が流通していたことが判明したところである。当該未承認パパイヤは、我が国への生物多様性への影響は低いものと考えられるが、その影響を確実に防止するため、環境中で生存している場合には、迅速に淘汰を行う必要がある。

淘汰の際、農薬を必要な量以上に使用したり、誤った方法等により使用すれば、淘汰すべき対象以外の作物やこれらを取り巻く環境等に悪影響を及ぼす可能性もある。

このため、このような事態の発生を未然に防止する観点から、平成 23 年 4 月 26 日付け 23 消安第 710 号において別途通知する旨周知した農薬の取扱いとして、農薬取締法第 7 条の規定に基づく表示事項のうち、対象作物、使用可能農薬、使用方法等を下記のとおり定めることとした。

本件について、御了知の上、当該農薬の適正使用の徹底に向け、遺漏なく対応して頂くようお願いする。

なお、今後、他の遺伝子組換え生物等においてカルタヘナ法第 10 条第 1 項の必要な措置を執る必要が生じた場合、その都度、農薬の取扱いについて通知することするので、併せて御了知ありたい。

ついては、沖縄県及び貴局管内関係者に対して広く周知をお願いする。

記

1. 対象作物

カルタヘナ法第4条第1項の承認を受けていない遺伝子組換えパパイヤ

2. 使用可能農薬の種類

グリホサートカリウム塩液剤

グリホサートイソプロピルアミン塩液剤

3. 使用方法

地上に近い箇所を伐採した直後に、原液を切り口全面に十分量塗布
(したたり落ちない程度の量を直接塗布すること)

4. その他

使用した農薬の容器又は包装に表示されている、使用上・貯蔵上の注意事項を遵守すること

・使用の際は、農薬用マスク、手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用すること
・本剤は眼に対して刺激性があるので眼に入らないよう注意すること
・使用残りの薬剤は必ず安全な場所に保管すること
等

○平成 23 年度病害虫発生予報第 3 号の発表について

概要：向こう 1 か月の主要な病害虫の発生予察情報については、次のとおりです。

水稻では、イネミズゾウムシ、ヒメトビウンカ及び縞葉枯病の発生が多くなっています。
また、田植え後に本田に放置された補植用取置き苗はいもち病の伝染源となるので、早期の除去を徹底してください。果樹では、果樹カメムシ類、なしの黒星病及びぶどうのべと病の発生が多くなっています。茶では、チャノコカクモンハマキの発生が多くなっています。

なお、詳細情報は以下のアドレスからご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/syokubo/110616.html>

○農薬使用に伴う事故及び被害の発生状況について（平成 21 年度）

農林水産省では、厚生労働省と連携して、毎年、農薬事故や被害の実態調査を実施しています。このたび、平成 21 年度の調査結果を取りまとめましたので、過去 5 年の事故件数

等の推移とあわせ掲載します。なお、平成 21 年度調査結果から、中毒発生時の状況や防止策などの詳細情報も掲載していますので、事故の防止に向けてご活用下さい。

1. 人に対する事故 (件 (人))

年度		17	18	19	20	21
区分						
死亡	散布中	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	誤用	6 (6)	5 (5)	0 (0)	3 (3)	3 (3)
	小計	6 (6)	6 (6)	0 (0)	3 (3)	3 (3)
中毒	散布中	11 (26)	8 (11)	10 (26)	7 (38)	8 (42)
	誤用	12 (12)	11 (17)	9 (9)	9 (24)	16 (34)
	小計	23 (38)	19 (28)	19 (35)	16 (62)	24 (76)
計		29 (44)	25 (34)	19 (35)	19 (65)	27 (79)

(注) 集計した事故には、発生時の状況が不明のものも含む。

区分欄の「誤用」とは、誤飲、誤食等を指し、自他殺は含めない。

(原因別) (件 (人))

年度	17	18	19	20	21
原因					
マスク、メガネ、服装等装備不十分	3 (3)	5 (5)	2 (2)	2 (2)	1 (1)
強風中や風下での散布等 本人の不注意	2 (2)	5 (5)	4 (4)	1 (2)	0 (0)
長時間散布や不健康状態 での散布	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
防除機の故障、操作ミスに よるもの	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
散布農薬のドリフトによ るもの	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (23)	2 (2)

農薬使用後の作業管理不良	5 (20)	2 (4)	2 (18)	4 (16)	5 (39)
保管管理不良、泥酔等による誤飲誤食	5 (5)	5 (11)	3 (3)	7 (16)	6 (6)
薬液運搬中の容器破損、転倒等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (5)	3 (9)
その他	6 (6)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	4 (16)
原因不明	7 (7)	7 (8)	6 (6)	1 (1)	6 (6)
計	29 (44)	25 (34)	19 (35)	19 (65)	27 (79)

2. 農作物、家畜等に対する被害 (件)

年度	17	18	19	20	21
被害対象					
農作物	16	6	8	17	8
家畜	1	0	0	0	0
蚕	0	0	0	0	0
蜜蜂	1	4	2	2	5
魚類	9	11	8	5	6
計	27	21	18	24	19

3. 自動車、建築物等構造物に対する被害 (件)

年度	17	18	19	20	21
被害対象					
自動車	1	0	1	0	0
建築物	0	0	0	0	0
その他	6	4	0	1	1
計	7	4	1	1	1

○詳細資料については以下のアドレスをご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_topics/pdf/21jikochousa.pdf

***** 全農薬ひろば *****

シャクヤク（芍薬）学名 *Paeonia lactiflora*、英名は Chinese Peony

ボタン科の多年草で高さ約 60cm 葉は複葉、初夏に大形の紅・白色などのボタンに似た花を咲かす。アジア大陸北東部の原産といわれ、品種も多い。学名 の *Paeonia*（ペオニア）は、ギリシャ神話の” 医の神” ペオン「Paeon」の名に由来し、*lactiflora* は：ミルク色の花をもつという意味である。医の神 Paeon は、オリンポス山から取ってきたシャクヤクの根によって、死者の国の王ブルートーの傷を治したとされる伝説がある。なお、漢名の「芍薬」を音読みして「しゃくやく」と称している「芍」は味がよいの意味である。

中国では、牡丹が「花王」と呼ばれるのに対し、芍薬は花の宰相、「花相」と呼ばれる。また、ボタンが樹木であるのに対して、シャクヤクは草本である。中国の宋代に育種が始まり、日本では江戸時代に「茶花」として品種改良も行われた古い園芸植物でもある。

また肥後熊本藩では武士の素養として園芸を重要視し、奨励された。特に六種類の植物が盛んに栽培、育種され、これを「肥後六花」と総称するが、キク、朝顔、椿等と共にシャクヤクもそこに加わっている。この熊本で育種された系統を「肥後芍薬」と呼ぶ。これを含め日本のシャクヤクは一重咲きが中心で、特に雄蕊が大きく発達して盛り上がり花の中央部を飾るものが多く、全般にすっきりした花容である。この花型を「金蕊咲き」と呼び、海外では「ジャパニーズ・タイプ」と呼んでいる。花の形は「一重咲き」「八重咲き」「翁咲き」ある。



注)「肥後六花」とは、肥後菊、肥後椿、肥後山茶花、肥後花菖蒲、肥後朝顔、肥後芍薬の 6 つを「肥後六花」と呼ぶ。増やし方は、株分けで増やすことが一般的。薬用としての用途は、根が消炎・鎮痛・抗菌・止血・抗けいれん作用がある生薬であり、「日本薬局方」に収録されている。

る。生薬名「芍薬」（シャクヤク）で漢方ではポピュラーな生薬である。葛根湯、十全大補湯、芍薬甘草湯、大柴胡湯、当帰芍薬散など多くの漢方方剤に配合される。根には配糖体であるペオネフリン、アルカロイドであるペオニンが含まれる。

美女の形容として「立てば芍薬、坐れば牡丹、歩く姿は百合の花」があるが、全農薬事務局も芍薬が満開である。（M）